

平成 27 年度

高岡市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高岡市監査委員

監 査 第 44 号

平成 28 年 8 月 31 日

高岡市長 高 橋 正 樹 様

高岡市監査委員 廣 嶋 康 雄

高岡市監査委員 玉 井 隼 也

高岡市監査委員 青 木 紘

平成 27 年度高岡市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成 27 年度高岡市健全化判断比率の審査意見

第 1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 26 日から平成 28 年 8 月 10 日まで

第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された平成 27 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿を照合し計数確認を行うとともに、関係職員からその内容を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記の平成 27 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

(単位：%)

| 財政指標名 | 27年度 | 26年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|------------|-------|-------|---------|--------|
| ① 実質赤字比率 | — | — | 11.50 | 20.00 |
| ② 連結実質赤字比率 | — | — | 16.50 | 30.00 |
| ③ 実質公債費比率 | 15.2 | 15.1 | 25.0 | 35.0 |
| ④ 将来負担比率 | 171.3 | 175.1 | 350.0 | |

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため「—」の表示をしている。

第 5 審査の意見

平成 27 年度の健全化判断比率を見ると、それぞれの指標は、早期健全化基準に該当する比率を下回る数値となっている。

なお、実質公債費比率は前年度と比較すると 0.1 ポイント上昇し、将来負担比率は 3.8 ポイント下降している。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意され、引き続き健全な財政運営に努められたい。

平成 27 年度高岡市資金不足比率の審査意見

第 1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 26 日から平成 28 年 8 月 10 日まで

第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された平成 27 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼として、関係諸帳簿を照合し計数確認を行うとともに、関係職員からその内容を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記の公営企業の平成 27 年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：%)

| 公 営 企 業 名 | 27 年 度 | 26 年 度 | 経営健全化基準 |
|------------|--------|--------|---------|
| ① 工業団地造成事業 | — | — | 20.0 |
| ② 高岡市民病院事業 | — | — | |
| ③ 水道事業 | — | — | |
| ④ 工業用水道事業 | — | — | |
| ⑤ 簡易水道事業 | — | — | |
| ⑥ 下水道事業 | — | — | |

(注) 資金不足比率は、資金不足額が生じていないため「—」の表示をしている。

第 5 審査の意見

平成 27 年度の高岡市が所管する公営企業の資金不足比率を見ると、全ての公営企業が、経営健全化基準を下回る数値となっている。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意され、引き続き健全な経営に努められたい。